

T P P（環太平洋パートナーシップ）等総合対策本部幹事会の開催について

平成 27 年 10 月 9 日
T P P 総合対策本部長決定
平成 29 年 7 月 11 日
一部改正
平成 29 年 8 月 30 日
一部改正
令和 4 年 4 月 8 日
一部改正
令和 7 年 6 月 18 日
一部改正

1. 「T P P（環太平洋パートナーシップ）等総合対策本部の設置について」（平成 27 年 10 月 9 日閣議決定）第 4 項の規定に基づき、T P P 等総合対策本部を補佐するため、T P P 等総合対策本部に T P P 等総合対策本部幹事会（以下、「幹事会」という。）を開催する。

2. 幹事会の構成員は、次のとおりとする。

内閣官房副長官補（内政担当）

内閣官房副長官補（外政担当）

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局次長

内閣官房 T P P 等政府対策本部国内調整統括官

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局次長

内閣官房行政改革推進本部事務局次長

内閣府大臣官房長

内閣府知的財産戦略推進事務局長

公正取引委員会事務総局官房総括審議官

警察庁長官官房長

個人情報保護委員会事務局長

金融庁総合政策局総括審議官

消費者庁次長

デジタル庁統括官（戦略・組織グループ）

復興庁統括官

総務省大臣官房長

法務省大臣官房長

外務省経済局長

財務省関税局長

文部科学省大臣官房長

厚生労働省大臣官房長

農林水産省大臣官房長

経済産業省通商政策局長

国土交通省国際統括官

環境省大臣官房長

防衛省大臣官房長

3. 幹事会の庶務は、内閣官房 T P P 等政府対策本部において処理する。